令和８年９月２５日

白岡市議会議長　中　川　幸　廣　様

文教厚生常任委員長　嶋田　友一郎

文教厚生常任委員会調査報告書

本委員会に付託の調査事件について、白岡市議会会議規則第１０５条の規定により別紙のとおり報告いたします。

調査事件名

○民生委員・児童委員の取組について

文教厚生常任委員会調査報告書

1　調査事件名　　民生委員・児童委員の取組について

2　調査の経過

⑴　調査年月日　　令和８年７月３０日（木）

⑵　調 査 場 所　　東京都八王子市役所

⑶　出　席　者　　委 員 長　嶋田　友一郎　　副委員長　大島　勉
委　　員　寺戸　睦子　　委　　員　野々口　眞由美
委　　員　斎藤　信治　　議　　長　中川　幸廣
健康福祉部福祉課長　中野　立士（敬称略）
議会事務局長　大橋　寛枝　外１名

⑷　調査の概要

民生委員は、厚生労働大臣から児童委員を兼ねて委嘱された非常勤の地方公務員であり、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進にご尽力いただいている方々である。民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の役割は、高齢化や地域コミュニティの希薄化、相談内容の複雑化が進む中、ますます重要となっている。一方で、担い手不足や活動負担の増加、災害時における避難行動要支援者への対応など、多くの課題も山積している。そこで、特徴ある取組を進める八王子市の事例を学び、その知見を白岡市における課題解決につなげるため行政視察を実施した。

ア　八王子市について

八王子市は、東京都心から西へ約４０キロメートルに位置し、人口約５８万人と多摩地域で最も人口の多い都市である。また、市内には高尾山などの山々が連なり、１８６．３８ km^2という広大な面積を有する。駅周辺には商業施設やオフィスビルが集まる一方、少し離れると緑豊かな山林や川が広がり、充実した都市機能と豊かな自然とが調和した自治体である。

イ　八王子市民生委員児童委員協議会の取組について

市域が広大であるため市内を２０の単位地区に区分し、それぞれの地域特性に応じた見守り活動や相談活動を中心に住民との接点づくりを進めている。また、子育てサロン、高齢者サロン、子ども食堂などの地域活動への協力、居場所づくりや仲間づくりの支援を通じて、住民同士が

つながる機会の創出に取り組み、新生児から高齢者まで必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関への「橋渡し役」としての機能を重視し活動を行っている。

八王子市の民生委員は、定数４６０人に対し、視察時点で４２４人が委嘱されており、充足率は約９２％である。委員の年齢構成は６０代が中心で、４０代、５０代の方もいる。また、女性が多く、退職後の方やパートタイムの仕事をしている方が多い。委員が４００名を超える大所帯であることから、地区ごとの地区定例会を月１回対面で開催する。民生委員４～１０人による班体制を構築し、委員同士の情報共有や意見交換がしやすい環境、互いが相談しやすい体制を整備している。課題として、特に新任委員の心理的負担が大きい等の説明があった。多様化する相談ニーズへの対応や解決が難しい問題などについては、民生委員だけで問題を抱え込まず、専門機関(地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政機関、学校など)と連携するようにしている。また、地区定例会や各種研修を通じて知識や対応力の向上を図っている。

(ｱ) 地域住民の理解を得るための広報活動について

市民への周知として、市公式ホームページを運営するほか、民生委員児童委員協議会独自のホームページを開設し、活動紹介、実態調査の周知、相談事例及び相談先などを掲載している。また、市長が「一日民生委員」として広報活動に参加するなど、制度の認知度向上と担い手確保に取り組んでいる。

(ｲ) ＩＣＴを活用した情報共有と負担軽減について

ＩＣＴを活用することにより、負担軽減や活動しやすい環境づくりに取り組んでいる。全ての民生委員にモバイルパソコンとポケット型Ｗｉ－Ｆｉを貸与し、会議資料の共有、日常の活動記録の報告、高齢者世帯実態調査、災害時の安否確認などに活用している。従来、紙で提出・集計していた活動記録を電子化やアプリケーション化することで、働きながらでも民生委員活動に参加しやすい体制づくりを進め、民生委員、地区会長、市職員それぞれの事務負担を軽減している。電子化導入に際しては、操作説明会を複数回開催し、その後も市内事業者による少人数制の研修を実施している。文字入力などの基礎からオンライン会議まで、習熟度に応じた支援を行っている。

(ｳ) 高齢者世帯実態調査について

民生委員は、地域の見守り、住民との顔をつなぐことに加えて、災害時に避難が困難である避難行動要支援者に該当する高齢者を抽出するため、７５歳以上の単身高齢者世帯（一人暮らし高齢者世帯）及び７５歳以上のみの非単身者世帯（老々世帯）を対象に、高齢者世帯実態調査を市からの依頼により実施している。調査の実施に際し、市から対象者への個別通知は行っていないが、市広報、ホームページ、回覧板、町会・自治会等を通じて周知している。

対象者の名簿データは、民生委員に紙媒体で配布されるとともに、市職員が作成した実態調査アプリを通じて管理・運用している。高齢者実態調査は年１回実施し、令和７年度までは、４月から７月までを調査期間として定めていたが、今年度からは、訪問の優先順位を付けた上で１年を通じて調査できるようにした。これらにより、民生委員の負担軽減を図っている。

(ｴ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について

民生委員が各世帯を訪問し、生活上の困りごと、緊急連絡先、災害時の自力避難の可否などを確認する。本人の同意が得られた場合は避難行動要支援者名簿に登録し、特にハザードエリアの対象者については個別避難計画の作成につなげている。作成された避難行動要支援者名簿は、災害発生時の安否確認等の避難支援を行うため、安否確認アプリを通じて情報が共有されている。また、その名簿に全ての情報を統合するのではなく、住民基本台帳を基に作成した高齢者実態調査の名簿も活動に利用できるようになっている。一方、個別避難計画については、アプリでの共有はしておらず、提出された計画書を市職員がシステムに入力し、紙媒体で民生委員へ送付している。

平時の活動だけでなく、災害時の専用アプリを用いた安否確認が可能な体制を整えており、平時・災害時の双方で、ＩＣＴを活用した効率的な運営と、民生委員が活動しやすい環境整備が進められている。

なお、八王子市では、「災害に備える民生委員・児童委員マニュアル」を整備している。発災時には、最初に民生委員本人と家族の安全を確保した上で、班員及び要支援者の安否確認を行う。民生委員が危険を冒してまでの安否確認、避難支援や救助活動を行わないこともマニュアルに明記されており、民生委員の安全と役割の範囲が明確化されている。

3　意見

民生委員は、個人情報を扱う重大な責任がありながらもボランティア要素が強いため、人の善意や使命感だけに依存した現在の仕組みについて見直す時期に来ている。そのため、行政が情報、機器、研修、相談体制を整え、安心して活動を継続できる環境を再構築することが必要不可欠となる。

八王子市の特徴的な取組として、班体制による情報共有や相談体制を構築し、災害時に民生委員が対応すべき範囲をマニュアル化して明確にしていた。また、民生委員を「地域課題を全て解決する人」とするのではなく、地域包括支援センターや社会福祉協議会、学校、行政等の専門機関へつなぐ「橋渡し役」と位置付け、一人で問題を抱え込ませない体制を整えていた。そして、民生委員が活動しやすい環境整備としてＤＸ化やＩＣＴ活用、ホームページ運用による積極的な周知を進めている。さらに、電子端末の貸与に留まらず、高齢者世帯実態調査、活動記録、会議資料、災害時の安否確認までを一体的に電子化し、これにより、民生委員、地区会長、市職員の重複作業を減らし、必要な情報を迅速に共有できる仕組みを実現している。定例会は毎月開催され、オンラインでの実施も可能である。一方で、孤立感を防ぎ仲間意識を醸成するために対面での会議を重視しているほか、デジタルに不慣れな委員には紙での活動も認めるなど、委員をつなぎとめるための柔軟な対応を取っている。これらは、本市においても非常に参考となる取組である。

当市においても「なり手不足」の問題があるため、民生委員への支援体制の強化や担い手不足解消に向けた取組を推進する必要がある。市執行部においては、当市の実情を踏まえながら、活動記録や資料の電子化などのサポート体制の充実、災害時の役割と活動限界の明確化、民生委員活動の市民への一層の周知、専門機関との連携強化など、実現可能性のある取組から検討されたい。